

## あま市シンボルマークの使用に関する取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、あま市シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めることにより、市の魅力を効果的に発信することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「シンボルマーク」とは、令和2年あま市告示第41号により定められたものをいう。

### (使用料)

第3条 シンボルマークの使用料は、無償とする。

### (使用の届出)

第4条 シンボルマークを使用しようとする者は、あらかじめあま市シンボルマーク使用届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、使用者又は使用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、届出を要しないものとする。

- (1) 市が使用するとき。
- (2) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めたとき。

### (届出内容の変更等)

第5条 前条の届出を行った者（以下「使用者」という。）が、当該届出の内容について変更しようとするときは、あらかじめあま市シンボルマーク使用変更届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

### (使用の制限)

第6条 市長は、シンボルマークの使用において、その使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、シンボルマークの使用を認めないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 市の信用、品位又はイメージを損なうおそれがあるとき。
- (3) 市に断りなくデザイン、色彩等を変更しようとするとき。
- (4) 第三者の利益を害するおそれがあるとき。
- (5) 政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあるとき。
- (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用するおそれがあるとき。
- (8) シンボルマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあるとき。
- (9) その他シンボルマークを使用することが適当でないとして市長が認めると

き。

(使用状況等の報告又は調査)

第7条 市長は、使用者にシンボルマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

(使用の中止)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、シンボルマークの使用を中止させるとともに、使用物件の回収等の措置を請求するものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 届出書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) その他シンボルマークの使用を継続することが適当でないと市長が認めるとき。

(損失補償等の責任)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

- (1) シンボルマークの使用又は中止により生ずる第三者からの損害賠償請求その他一切の責任は、使用者が負うものとする。この場合において、市は、いかなる場合においてもその責任を負わない。
- (2) シンボルマークの使用に起因し、市に損害を与えたときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない。
- (3) シンボルマークの使用に関し、争論又は争訟が生じたときは、使用者の責務において解決しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。